

報償費について

～道路の除草や側溝清掃など～

三次市が管理する道路の除草や側溝の清掃などを行った団体に対して、
報償費をお支払いする制度があります。
詳細は裏面をご覧ください。

1 実施団体の届出

必須！

年2回まで

2 作業を実施



3 作業報告書を提出

報償費をお支払いします

お問い合わせ先

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市 建設部 土木課 管理係

Tel:0824-62-6305 Fax:0824-62-6166

Mail:doboku@city.miyoshi.hiroshima.jp

詳しくは
三次市HPへ



除草

- ◆ 初回作業までに実施団体の届出をしてください。
(初回作業の報告と同時に届け出てもかまいません。)
- ◆ 実施団体の届出および報告は、
旧三次→土木課 支所管内→各支所 に提出してください。
- ◆ 報償費の額は除草面積**1㎡あたり20円**です。
- ◆ **市が管理する道路**での作業が対象です。
- ◆ 法尻・路肩からそれぞれ**1m**の範囲で行う作業が対象です。
- ◆ 除草延長の1m未満の端数は切り捨てて算出します。
- ◆ 作業日から**1か月以内**に作業報告書を提出してください。
ただし3月に作業された場合は**3月31日まで**に提出してください。
- ◆ 報告書には**位置図**と**作業前後の写真**を添付してください。
- ◆ 振込口座の記入誤りにより、報償費の支払いが遅れるのを防ぐため、
通帳の写し等を添付してください。

補修(側溝清掃など)

- ◆ 初回作業までに実施団体の届出をしてください。
(初回作業の報告と同時に届け出てもかまいません。)
- ◆ 実施団体の届出および報告は、
旧三次→土木課 支所管内→各支所 に提出してください。
- ◆ 報償費の額は次のとおりです。
作業人数**1人あたり500円** 軽四輪車**1台あたり2,100円**
一輪車**1台あたり200円**
- ◆ **市が管理する道路**での作業が対象です。
- ◆ 道路の路面や側溝で行う作業が対象です。
ただし清掃作業は道路側溝のみが対象です。
除草作業時に側溝に落下した草の撤去は対象になりません。
- ◆ 作業日から**1か月以内**に作業報告書を提出してください。
ただし3月に作業された場合は**3月31日まで**に提出してください。
- ◆ 報告書には**位置図**と**作業前後の写真**と**作業明細書**を添付してください。
- ◆ 振込口座の記入誤りにより、報償費の支払いが遅れるのを防ぐため、
通帳の写し等を添付してください。